

平成25年(サ)第7号(基本事件平成25年(ハ)第23号)

決 定

申立人(基本事件原告)

同代理人弁護士 長岡 健太郎

東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアX棟

相手方(基本事件被告) C F J 合同会社

同代表者代表社員 C F J ホールディングス株式会社

同代表者職務執行者 浅野 俊昭

申立人(基本事件原告)から平成25年5月9日、相手方の所持する交渉経過記録について文書提出命令の申立てがあったので、当裁判所は、その申立てを理由があるものと認め、次のとおり決定する。

主 文

相手方(基本事件被告)は、次の文書を本決定送達の日から3週間以内に当裁判所に提出せよ。

(文書の表示)

申立人(基本事件原告)と訴外ユニマットライフ(以下「ユニマット」という。)及び相手方(基本事件被告)との間の平成7年8月7日から平成17年2月15日までの間における電話又はダイレクトメールの送付等により行われた勧誘・交渉の日時・内容が記載された交渉経過記録

理 由

1 基本事件の概要

(1) 基本事件は、申立人(基本事件原告、以下「申立人」という。)が、賃金業者である訴外株式会社ユニマットライフ(以下「ユニマット」という。)及

びその吸収合併後の会社である被告との間の金銭消費貸借取引について、利息制限法所定の制限利率を超えて支払った利息を元本に充当すると過払金が生じているとして、その取引履歴を一連のものとして過払金を計算し、その返還を求める事案である。

(2) これに対し、相手方（基本事件被告、以下「相手方」という。）は、申立人、相手方間の取引履歴（平成7年8月7日から平成17年2月15日までの間の貸付けと弁済及びその金額）については争わないとするが、一連性を否定し、契約の個数は複数ある（取引期間を区分して第1取引分ないし第3取引分がある。）ところ、第1取引分及び第2取引分は最終取引日から既に10年が経過し消滅時効が完成しているとして争っている。

2 申立人の文書提出命令の申立と相手方の意見

(1) 申立人は、相手方が当初申立人に対して貸付けをした際、将来の貸付けを想定していたことを立証するとして、前記の交渉経過記録について文書提出命令の申立てをした。

(2) しかし、これに対しては、相手方は、平成15年10月29日に金融庁事務ガイドラインが改正され、交渉経過記録の作成、保持が義務づけられたものであり、第3取引開始の平成13年1月29日以前の交渉経過記録は保持していないので提出できないとして、その申立ての却下を求める。

3 当裁判所の判断

(1) 貸金業者が顧客との間で金銭消費貸借の取引を継続的に行う場合には、金銭貸借の日時、金額を明確にして債権を的確に管理するとともに、個別の顧客に関する年齢や就職先・住所の異動、返済能力や信用力の状況（顧客情報）を把握し、顧客との間の連絡交渉、勧誘や案内等の履歴（交渉経過）を積み重ね、その記録を基に、さらに新たな与信や取引の維持・拡大を判断する等して営業活動を遂行していることは言うまでない。

それは、相手方が、第3取引についてではあるが、申立人からの連絡内容、申立人への事務処理等を逐一記録し、交渉経過記録として保存していることか

らも（文書提出命令申立てに対する意見書（2）添付の疎乙1），容易に推認できる。

(2) こうした営業活動の基本に照らせば，それらの顧客情報や交渉経過記録を保持することは，業務遂行上必須のことであり，これに関する法令や金融庁事務ガイドラインの定めの有無，法律的な基本契約の適用範囲の解釈を待つまでもなく，普通の業者であれば，特段の事情のない限り，普通の業務管理として交渉経過記録を保持しているものというべきである。

相手方は，以前の契約との分断を主張するものの，申立人との取引全体（甲2）については同一の会員番号で管理していたことを自認しており，現時点では，これのみをもって法律的な意味で取引の一連性を判断する重要な要素とはいえないものの，それは，以前からの申立人の顧客情報や交渉経過記録を引き継いで，その後の信用把握，取引維持，債権管理等の業務に一貫して活用していたことの証左でもある。

(3) 相手方は，交渉経過記録の作成・保持が義務づけられた金融庁事務ガイドラインの改正前であるから，保存義務がない旨主張するが，前記の営業活動の基本に照らせば，法的な保存義務がないことのみで合理的な理由があるとは言えず，相手方は，他に業務管理上保持がないことに実質的，合理的な理由があると認めるに足る特段の事情について何ら主張立証していない。

(4) 相手方は，基本事件において，ユニマットが使用していた借用書のサンプルを乙号証（乙1-1～乙3-2）として提出しているが，その中には，借主が「自己の信用情報（氏名・生年月日・住所等の本人特定情報，借入内容・返済状況，延滞等の客観的情報）が，貴社（店）より・・・信用情報機関に報告され，当該機関がこれを登録すること」に同意する旨の条項が定められており（借用書8条），これによれば，ユニマットは，当時から借主の借入内容，返済状況・延滞等の客観的情報，すなわち顧客情報や交渉経過を文書で記録し保持していたことが十分推認でき，これらを現在も所持しているものというべきである。

- (5) 本件基本事件は、取引の一連性があるか否かが基本的な争点となっており、この点を審理判断するためには、申立人と相手方との間の取引における具体的な取引経過、交渉経過を明らかにする必要があり、相手方が任意の提出に応じない以上、文書提出命令の申立てによってする必要性が認められる。
- (6) 本件文書は、提出義務のある民事訴訟法220条3号に該当し、同条4号イないしホのいずれにも該当しないことについては、本件一件記録によっても被告は争っていないものと認められる。
- (7) 以上によれば、本件申立は理由がある。

平成25年6月4日

妙寺簡易裁判所

裁 判 官 山 本 正 名

これは謄本である。

平成25年6月4日

妙寺簡易裁判所

裁判所書記官 笹井達也

